

① 受取配当等の益金不算入に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

別表八(一)

令二・四・一以後終了事業年度分

御注意

21 「28」欄には、貸借対照表に計上されている特別償却準備金及び圧縮記帳に係る積立金の額を含め、並びに「39」及び「40」の各欄は記載する必要はありません。

2 「28」欄には、貸借対照表に計上されている特別償却準備金及び圧縮記帳に係る積立金の額を含め、並びに「39」及び「40」の各欄は記載する必要があります。

当年度実績により負債利子等の額を計算する場合				基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合			
完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (31の計)				完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (31の計)			
1			円	14			円
受取配当等の額 (34の計)				受取配当等の額 (34の計)			
2				15			
当期に支払う負債利子等の額				当期に支払う負債利子等の額			
3				16			
連結法人に支払う負債利子等の額				国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、関連者等に係る支払利子等若しくは対象種支払利子等の損金不算入額又は恒久的稼働に用いられるべき資本に対応する負債の額			
4				17			
【No.35】 3欄又は16欄の金額は、損益計算書の支払利息（社債利息及び手形の割引料等を含みます。）の額の合計額（別表四において、支払利息等に係る申告調整を行っている場合、その調整後の金額）と一致していますか。				【No.2】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。			
又は別表十七(二の五)「27」のうち多い金額又は(別表十七(二の二)「29」又は別表十七(二の五)「32」と別表十七(三(二)「17」のうち多い金額)				超過利子額の損金算入額 (別表十七(二の三)「10」)			
【No.38】 基準年度実績により負債利子等の額を計算している場合、20欄～23欄に金額を記載していますか。				計			
【No.38】 20欄及び21欄の金額に適格合併に係る被合併法人分も含めていますか(その場合、適格合併に係る全ての法人が平成27年4月1日に存在していますか。)				18			
20				19			
21				20			
22				21			
23				22			
24				23			
25				24			
26				25			
27				26			
28				27			
29				28			
30				29			
31				30			
32				31			
33				32			
34				33			
35				34			
36				35			
37				36			
38				37			
39				38			
40				39			
41				40			
42				41			
43				42			

当年度実績による場合				基準年度実績による場合			
区分				区分			
総資産の帳簿価額				連結法人に支払う負債利子等の元本の負債の額等			
27				28			
前期末現在額				総資産価額 (27) - (28)			
当期末現在額				29			
計				30			
受取配当				期末関連法人株式等の帳簿価額			
完全子法人株式等				31			
法人名本店の所在地				【No.31】 31欄の金額に、完全子法人株式等（その配当等の額の計算期間の初日から末日まで継続して他の内国法人との間に完全支配関係があった場合の当該他の内国法人の株式等）に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。			
31				31			
【No.30】 31欄、34欄、37欄及び43欄の金額に益金不算入の対象とならないものの額を含めていませんか。				32			
32				32			
【No.32】 32欄の金額に、関連法人株式等（その保有割合が3分の1超他の内国法人の株式等を当該他の内国法人から受ける配当等の額の計算期間の初日から末日まで引き続き有している場合の当該株式等）に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。				33			
33				33			
34				34			
【No.33】 35欄の金額に、その他株式等（完全子法人株式等、関連法人株式等及び非支配目的株式等）のいずれにも該当しない株式等）に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。				35			
35				35			
36				36			
37				37			
38				38			
39				39			
40				40			
41				41			
42				42			
43				43			
【No.34】 41欄の金額に、非支配目的株式等（その保有割合が5%以下の他の内国法人の株式等を当該他の内国法人から受ける配当等の額の支払に係る基準日において有する場合の当該株式等）に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。				44			
44				44			